

青環第225号

平成22年5月12日

(社)青森県薬剤師会

御中

青森県環境生活部環境政策課長

(公印省略)

産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関する報告書について

廃棄物行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項及び同法施行規則第8条の27の規定により、事業者は、前年度の1年間において交付したマニフェストの交付等の状況を毎年6月30日までに、産業廃棄物を排出する事業場の所在地を管轄する都道府県知事(青森市に所在する事業場については、青森市長)に提出することが必要となっております。

については、業務御多忙中のところ、誠に恐縮ではありますが、このことについて貴団体加盟の会員に周知くださるようお願いいたします。

なお、詳細については、青森県庁ホームページの「エコ・ナビ・あおもり」に報告書様式や関連情報等を掲載していますので御利用ください。

〔青森県ホームページ → 自然・環境 → 環境 → エコ・ナビ・あおもり
→ 事業所の皆さんへ、産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書〕

担当

〒030-8570 青森市長島1-1-1

青森県環境生活部環境政策課

廃棄物・不法投棄対策グループ 玉熊

TEL017-734-9248(直通)